

広域避難施設収容能力等調査業務委託事業者募集要領

1 趣 旨

この要領は、広域避難施設収容能力等調査（以下「調査」という。）を効果的に実施するため、一括して事業者に調査業務を委託するに当たり、最も優れた企画提案を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「5 企画提案の参加資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に係る企画提案を受け、県が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

3 委託業務の概要

(1) 業務名

広域避難施設収容能力等調査業務

(2) 委託期間

契約日から令和7年3月24日（月）まで

(3) 業務内容

広域避難施設収容能力等調査業務委託仕様書のとおり

(4) 委託料上限額

5,775,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局 防災危機管理課 防災企画グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2317

FAX番号 089-941-2160

メールアドレス bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp

5 企画提案の参加資格

次のいずれの事項にも該当するもの

- (1) 県の令和5～7年度競争入札参加資格者名簿に登録済み又は契約締結までに登録される見込みであること。
- (2) 県内に本店・支店・営業所のいずれかがあること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し

ない者であること。

- (4) 企画提案書提出時において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去に地方公共団体等の類似業務の請負実績があること。

6 募集要領の配布

(1) 募集要領の掲載期間

令和 6 年 10 月 24 日（木）から 11 月 15 日（金）まで

(2) 募集要領の交付方法

募集要領等は、(1)の間、愛媛県ホームページの発注情報において閲覧及びダウンロードすることができる。

※愛媛県ホームページ (<http://www.pref.ehime.jp/>)

7 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、参加申込書（様式 1）を提出すること。

(1) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。

(2) 提出期間

持参による場合は、令和 6 年 10 月 31 日（木）までの執務時間中（国民の祝日を除く月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）とする。
なお、郵送又は電子メールによる場合は、令和 6 年 10 月 31 日（木）必着とする。

(3) その他

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、令和 6 年 11 月 15 日（金）17 時 15 分までに、辞退届（様式 2）を提出すること。

8 募集要領に関する質問・回答・公表

企画提案の募集にあたり、質問事項がある場合には、質問書（様式 3）を提出すること。

また、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を

妨げるおそれがあるため受け付けないものとする。

(1) 受付期限 令和6年10月31日(木)17時15分まで

(2) 質問の提出方法

メールのタイトルを「広域避難施設収容能力等調査業務プロポーザル質問書(業者名)」としたうえで、次のメールアドレスへ提出すること。

E-mail : bousaikikikanri@pref. ehime. lg. jp

※メールを送信した旨、当課まで電話で連絡すること。(089-912-2317)

(3) 回答

質問に対する回答は、令和6年11月7日(木)までに、参加申込書の提出があったすべての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

ただし、質問及び回答の内容が、質問者の提案の具体的な内容にかかわるものは、質問者に対してのみ回答を行うこととする。

9 企画提案書の提出

(1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案提出書(様式4)	1部
イ 提案者の概要書(様式5)	1部
ウ 企画提案書(様式指定なし)	5部
エ 見積書(様式指定なし)	1部

(2) 企画提案書等の作成方法

記述は、できる限り平易な表現(図表等を含む。)を用いるとともに、用紙は、A4判を基本として作成すること。

見積書の金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価及び数量など内訳を詳細に記載すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送により「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。

(4) 提出期間

持参による場合は、令和6年11月15日(金)までの執務時間中(国民の祝日を除く月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで)とする。なお、郵送による場合にあっては、令和6年11月15日(金)必着とする。

(5) 留意事項

- ① 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合は、この限りでない。
- ② 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 企画提案書の提出は、参加事業者1者につき1案のみとし、複数の提案は認めない。

10 最優秀提案者の選定

- (1) 企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の中から最優秀提案者を選定するため、広域避難施設収容能力等調査業務委託事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を開催する。
- (2) 審査会における書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングについては、次のとおり実施する。ただし、提案者が多数の場合は、書面審査による事前審査を行う場合がある。なお、事前審査を実施した場合、その結果は、全提案者へ通知する。
 - ア 実施日時 令和6年11月下旬（詳細は別途通知する。）
 - イ 実施場所 愛媛県庁 第一別館3階 災害対策室（予定）
 - ウ 説明時間 プレゼンテーションは15分とし、ヒアリングは10分とする。
 - エ 説明者 原則として、本業務に従事予定の管理者1名及びその他の者2名以内とする。
- (3) 審査会は、非公開とする。また、提案者は、他の提案者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。
- (4) 審査会でのプレゼンテーションは、企画提案書の内容についてのみ行い、審査基準に沿った構成とすること。また、必要によりパソコン及びプロジェクターを使用した説明を認める。（プロジェクターは、県が準備する。当日使用するデータは、「8 企画提案書の提出」に掲げる企画書の提出期間内にあらかじめCD又はメールにて電子データを提出すること。（USBメモリーの使用は不可。）なお、当日は、提案者の責任で操作すること。）
- (5) 審査会における審査基準及び配点は次のとおりとする。
 - ① 仕様書に合致したものであること。（70点）
 - ・ 事業の目的及び仕様に沿った実施方法及び内容となっているか。（10点）
 - ・ 本県が提示している調査対象施設に加えて、新しくできたホテル等や広域避難施設として適していると考えられるホテル等が追加されているか。（20点）
 - ・ 本県が提示している調査項目に加えて、広域避難施設収容能力を把握する上で、有効と思われる独自の設問について具体的な提案がなされているか。（20点）
 - ・ 集計及び分析について効果的な方法や調査報告書の作成方法について具体的な考え方が提示されているか。（20点）
 - ② 実施体制及び見積経費の積算が適切であること。（30点）
 - ・ 類似事業の経験や知見が豊富であるか。また、事業を的確に実施できる体制を構築しているか。（20点）
 - ・ 経費が適切に積算されており、コストパフォーマンスに優れているか。（10点）
- (6) 審査会は、上記の審査により最優秀提案者を選定する。審査結果に対する異議

申立ては、受け付けない。

1 1 審査結果

審査結果については、企画提案書を提出した全ての者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については、通知しない。

1 2 契約方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金
愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 152 条から第 154 条までの規定による。
- (3) 別添「広域避難施設収容能力等調査業務委託仕様書」は、当該業務に必要な最低限の内容を示したものである。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加され、又は修正される場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を選定事業者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

1 3 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションへの出席に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。